

★ 広島県税規則等の一部を改正する規則（規則第五十二号）（税務課）

一 改正の要旨

県税に関する条例に基づき行う不利益処分又は申請により求められた処分を拒否する処分について、広島県行政手続条例の規定に基づき理由を示すこととし、必要な様式の整理を行った。

二 施行期日

平成二十六年十月一日